

第168回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和3年2月9日

閉会 令和3年2月9日

北上地区消防組合議会議務局

第168回定例会会議録

目 次

令和3年2月9日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	1
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告並びに施政方針	3
現金出納検査結果の報告	5
一般質問	6
・ 2番 熊谷浩紀 君	6
議案第1号 北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第2号 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	14
議案第3号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	18
議案第4号 北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	19
議案第5号 令和2年度北上地区消防組合補正予算（第2号）	25
議案第6号 令和3年度北上地区消防組合予算	27

第168回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第1号	北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例	2月9日	原案可決
議案第2号	北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	2月9日	原案可決
議案第3号	北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2月9日	原案可決
議案第4号	北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2月9日	原案可決
議案第5号	令和2年度北上地区消防組合補正予算(第2号)	2月9日	原案可決
議案第6号	令和3年度北上地区消防組合予算	2月9日	原案可決

令和3年2月9日（火）

議事日程第1号

令和3年2月9日（火）午後3時00分開議

北上地区消防組合消防本部会議室

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告並びに施政方針

第4 現金出納検査結果の報告

第5 一般質問

2番 熊谷浩紀

I C T技術を活用した消防体制の取り組みについて

第6 議案第1号 北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第2号 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第3号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第4号 北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第5号 令和2年度北上地区消防組合補正予算（第2号）

第11 議案第6号 令和3年度北上地区消防組合予算

出席議員（7名）

1番 藤原常雄君

2番 熊谷浩紀君

3番 小田島徳幸君

4番 鈴木健二郎君

5番 柿澤繁俊君

6番 高橋 到君

7番 高橋 晃大君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高	橋	敏	彦	君
副管理者（北上市副市長）	及	川	義	明	君
会計管理者（北上市会計管理者）	菅	野	和	之	君
監査委員	高	橋	政	芳	君
監査委員事務局長	佐	藤	康	浩	君
事務局長（消防長）	菊	池	洋	幸	君
事務局次長	折	居	基	宣	君
総務課長	小	原	和	弘	君
予防課長	昆	野	美	繼	君
警防課長	高	橋	一	哉	君
北上消防署長	高	橋	克	哉	君
西和賀消防署長	高	橋		毅	君

関係市町出席者

北上市消防防災部消防防災課長	武	田	明	一	君
西和賀町総務課長	高	橋	三智	昭	君

議会事務局出席者

事務局長	菊	池	洋	幸	君
事務局次長	小	原	和	弘	君
書記	高	橋	周	一	君
書記	小	岩		晃	君
書記	浅	沼		悟	君
書記	高	橋		梢	君

午後 3 時 00 分 開 会 ・ 開 議

○議長（高橋晃大君） ただいまの出席議員数は 7 名であります。定足数に達しておりますので、これより第 168 回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第 1 号によって進めます。

○議長（高橋晃大君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 36 条の規定により、5 番柿澤繁俊議員、6 番高橋到議員を指名いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長（高橋晃大君） 日程第 3 行政報告並びに施政方針について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 本日、ここに第 168 回北上地区消防組合議会定例会が開会されるにあたり、行政報告及び令和 3 年度における消防組合運営方針について所信の一端を申し上げます。

始めに、新型コロナウイルス感染症に関し、当消防組合の対応について申し上げます。当消防組合は、岩手県内における感染者の発生が確認されていない早い段階において、北上地区消防組合新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画を策定し、万が一職員が感染したとしても消防業務が滞ることがないよう方策を講じて対応しているところであります。今後においても万全な感染防止策の上で、適切な消防行政を推し進め、

住民の期待に応えてまいります。

次に、消防車両の更新について申し上げます。

現在製造中のはしご付き消防自動車は、3月上旬に納車の予定であります。納車後は、職員の操作訓練を重ね、中高層建物等における災害に対応してまいります。

続きまして、令和2年の消防組合の主な活動から、御報告申し上げます。

火災の発生件数は33件であり、前年と比較して2件の減となっております。火災種別の内訳は、建物火災が最も多く18件、車両火災が5件、その他の火災が10件でありました。

救急業務につきましては、出場件数が3,403件であり、前年と比較して539件の減少となっております。また、搬送人員は3,094名であり、前年と比較して564名の減少となっております。そのうち65歳以上は1,956名で63.2%を占めており、高齢者の占める割合は年々上昇しております。

応急手当の普及促進につきましては、救命講習会を99回実施し、2,453名が受講しております。今後も応急手当のPRを図り普及に努めてまいります。

自然災害につきましては、梅雨前線からの大雨に伴う消防災害対策本部を1回、気象警報発表に伴う消防災害警戒本部を8回設置して対応にあたりましたが、幸いにも当地区での甚大な被害の報告はありませんでした。

事業所に対する消防訓練の指導につきましては、220回、自主防災組織に対しましては、延べ16回、16組織に指導しております。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

続きまして、消防組合の今後の運営方針について申し上げます。

昨年から今年にかけての全国の災害を振り返りますと、大雨による水害及び大雪による雪害等、住民の生活を脅かす災害が日本の各地で発生しております。

このように、大規模で広域的に発生する災害に備え、各種資機材を計画的に配備し、さらには職員の知識及び技術を向上させるため、消防学

校における教育をはじめとする各種研修会への派遣、資格取得への支援を継続的かつ計画的に行ってまいります。

次に、火災予防の分野について申し上げます。

火災の発生につきましては減少傾向にあるものの、引き続き火災予防対策を推進するとともに、効果的な住宅防火対策が図られるよう、消防団をはじめとする関係機関と連携の強化を図ってまいります。また、消防法違反が認められる防火対象物に対する指導の強化に、引き続き努めてまいります。

次に、救急の分野について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が心配される救急・救命活動につきましては、救急隊員の感染防止対策を徹底し、適切な救急業務を実施してまいります。併せて、救急隊員の養成及び研修を計画的に行うとともに、必要な救急資器材の整備を行い、救急車の適正利用という面におきましても広報活動等に力を入れてまいります。

最後に、職員の採用について申し上げます。来年度採用の職員は6名を予定しており、職員数は140名となります。

以上、所信の一端を述べさせていただきましたが、引続き組合議会並びに住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第4 現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただ今の報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第5 これより一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。2番 熊谷浩紀議員。

（2番 熊谷浩紀君 登壇）

○2番（熊谷浩紀君） 二番、熊谷浩紀です。通告に従い一項目、ICT技術を活用した、消防体制の取り組みについて三点お聞きします。

近年の自然災害は、社会生活環境の拡大と推進に伴って大きく変化し、災害発生が増加傾向とともに、地震、火災、豪雨による河川の氾濫、崖崩れ、土砂崩れなどによる被害の様相が絡み合い、複雑化するに至っております。複雑化する自然災害に対処するには、事前準備の段階から、発生後の応急対応、復旧復興の段階まで、従来の経験則に基づく対策や対応に加えて、日進月歩革新的な技術開発を遂げている情報通信技術ICTやAIなどIT関連技術を活用し、効率的、かつ、効果的に災害対応を実施する必要があります。防災におけるICTが果たす主な役割として、平常時及び災害時の情報収集・分析・伝達のための支援ツール機能の利活用です。災害発生初動期の活用としてスマートフォンを活用の災害情報アプリの導入が挙げられます。災害発生直後は、既存の情報連携システム119、防災無線、電話、ファックス等だけでは情報の空白の時間・場所が生じてしまい、災害対策や避難誘導等の遅れにつながってしまいます。一方、近年、災害発生時に、全国各地でSNSを使った情報共有連携の動きが、住民や自治体職員によって自発的に起こり、有効活用される事例が出てまいりました。そこで、国と民間企業が協力し、SNSとAIの情報収集・集約機能を活用した防災チャットボットSOCDA（ソクダ）が開発され、福岡市、倉敷市など導入の自治体が増えつつあります。防災チャットボットを活用した災害情報収集実証実験を神戸市が行い、市民役の職員150名で地震を想定した訓練として行われております。災害対応訓練としては、全国で活用の事例も多く見られ、まず消防職員間で取り入れて現場の情報収集に活用する動きを始めている自治体もあります。そこで、一つ目に、北上地区消防組合として、情報通信技術ICTを駆使して、消防組織及び職員の能力向上と災害に備える上で、隊員の實力強化策の新たな展望や考えはないかお聞きします。

次に、ドローンに関して質問をさせていただきます。すでに、災害時における無人航空機ドローンによる情報収集に関する協定書を花北興産有限会社と締結されており、運用面でもかなりの活躍が期待されていると思います。災害時情報の俯瞰映像は非常に現場を的確に写し、何が、どういう原因かを明確に語り、次の対策につなぐことができる仕組みとして有効です。しかし、実践投入の中では様々な段取りや条件など、練習や訓練とは違った課題や問題点が浮き彫りになり、多くの実践訓練が必要と感じます。災害時、緊急時のために協定を結ばれた会社と様々なシチュエーションを考え、ドローンを活用した実践訓練など行う考えはないかお聞きします。

次に、北上地区消防組合としても新たな展望として、新しい技術の導入は課題として捉えていらっしゃると思いますが、その中で、外国人の119番通報や会話に対して三者間電話通信システムを取り入れたり、聴覚障害や言語機能障害で音声通報が困難な方のために、パソコンからのEメールやFAXを用いた119番通報受信装置、スマートフォン、携帯電話のインターネット及びGPS機能を活用して通報できるNET119など、日々刻々と新たに仕事を増やされ職員の方々も大変であると思います。いまVR技術を消防教育訓練に活用する目的で、実際にあった火事の現場を再現し現場経験が難しくなっている状況から隊員の経験値を上げ、殉職や受傷事故を防止し、消防活動の資質の向上を図る目的でVR消防教育訓練システムが開発されており、今後普及されていくということです。それから、実際に配備されている事例では、救急隊員の負担軽減として、HAL（ハル）というロボットスーツを神奈川県海老名市が導入しております。傷病者を乗せた担架を運んだり、ストレッチャーを持ち上げたりする際の腰痛のリスクなどを抑えたい考えと男女共同参画の視点から、女性隊員に積極的に活用してもらい、男性との体力差を補い、女性隊員の不安解消や労働環境の改善にもつなげるためとしている。

その他、ICT技術を活用する動きは全国的にありますが、最後に北上地区消防組合として、今後、ICT関連技術導入の考えについてお聞きします。以上です。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

(管理者 高橋敏彦君 登壇)

○管理者（高橋敏彦君） 熊谷浩紀議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、情報通信技術いわゆるICTを駆使して消防組織及び職員の能力向上と、災害に備える上で隊員の実力強化策の新たな展望や考えについて申し上げます。

近年、消防行政を取り巻く情報通信技術は、大きく進歩し、全国の消防機関においては、災害現場活動をはじめとして、通信指令業務及び火災予防業務など、多岐にわたって研究開発が進められているところであります。

その中でも、職員の能力向上と実力強化を目的とした、バーチャルリアリティーを活用した消防活動シミュレーションについては、産学官連携のもとで開発中であるという情報もあります。当組合といたしましては、開発の進展を注視しながら、活用方法について研究を進め、安全且つ効果的な災害対応を構築してまいりたいと考えております。

次に、ドローンを活用した実践訓練などを行う考えについて申し上げます。当組合においては、平成30年7月に花北興産有限会社との間で、「災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定」を締結し、平成31年3月の北上市消防団春季災害防御訓練及び令和元年8月の特殊災害対応合同訓練において、ドローンを活用した訓練を実施したところであります。訓練の結果については、上空からの災害状況の把握及び足を踏み入れることが困難な場所の調査など、ドローンを使用した災害対応の有用性が実証されたところであります。なお、災害が発生した場合、迅速に情報収集することが重要と考えることから、消防本部としてのドローン導入についても計画を進めているところであります。

次に、消防組合として、今後ICT関連技術の導入の考えについて申し上げます。当組合においては、各救急隊に配備しているタブレット端末を活用し、救急現場で医療情報などを収集するための救急情報システム及び外国人とのコミュニケーションを図るための多言語音声翻訳を運用しております。

また、指揮隊に支援情報システム用のタブレット端末を配備し、災害現場における建物情報や危険物施設情報などを把握するとともに、災害現場の映像を消防本部に送信しております。さらには、大規模災害時に県外へ出動する緊急消防援助隊にあっても、タブレット端末を活用して、関係機関と災害情報を共有する体制を構築しております。

今後におきましても、消防行政における情報通信技術の研究開発及び活用状況について情報収集し、業務効率の向上及び職員の活動能力の向上に努めてまいります。

○議長（高橋晃大君） 2番、熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） それでは、再質問させていただきます。

まず、ドローンに関して質問させていただきます。ドローンは多岐にわたり、消防防災分野で活躍が期待されております。山火事や広域火災時の火の見やぐらとして、状況の確認の役割、山での遭難、川や湖の水難の搜索、情報収集として救助活動中の周辺状況の把握、火事鎮静化の確認、土砂崩れ範囲の確認と、被害状況の把握など利用法はたくさん事例としてあります。問題点として、いざというときに災害協定がしっかりと生かされるのか機能するのかという心配があります。現在の消防・防災の現場従事者は空からの空間情報にはあまり馴染みがない。経験のない情報を教育なしに使わせるのは非現実的と考えるのが主流となっているためとも思われます。それには役割分担と連携、それからドローン技術に対する職員への教育研修が必要と感じますが、その点についてはどうお考えでしょうか。お聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。まず、今後ドローン導入の計画と併せまして、必要なものと捉えているところであります。研修方法につきましては、資格取得を目的として、あるいは集団的な講師を招いての研修、そういった様々な方向があるかと思っておりますので、こういったところについては、実施方法についても検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番、熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） やはり研修というのは大事だと思いますので、しっかりと研修をされるのが一番の得策じゃないかなと思います。まず、ドローンを活用する状況になる場合、協定事業者、災害対応の現場職員の役割それぞれありますが、日頃の合同訓練がない顔の見えない関係では形だけの協定になりかねないという考えもあります。より連携体制の強化を図り役割の分担や連携の訓練を行い、より現場で使える訓練をするべきと考えますが、考えをお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。やはりこういった外部の機関と連携する場合には、顔の見える関係というのは非常に大事だと考えております。正に信頼関係を築くこと、あとは役割をお互いしっかりと認識することは必要と考えております。消防組合といたしましては、定期的に火災のみならず山岳、水難、そういった訓練も実施しておりますので、こういった機会にですね合同で訓練を行えるような、そういったことを考えて行きたいと考えております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番、熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） やはり連携という部分がすごく大事になると思いますので、しっかりと連携を取って訓練をされるべきだと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、スマートフォン、タブレットの活用についてお聞きします。機器の普及や開発が著しいスマートフォンを活用した災害対応は、これからの防災対策において欠かすことができません。その中に、先ほども市長が申しておりました外国語翻訳アプリ救急ボイストラなどがあります。北上地区管内は、三者間電話通訳システムにより問題なく外国人の方々の救急対応を行われていると思いますが、災害に関しては救急以外にも火事、地震、水害などあらゆる場面が想定されます。職員や隊員スマートフォンの活用、救急ボイストラなどの翻訳アプリなどの周知や活用のための研修は行われているのでしょうか。お聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。まず、翻訳アプリに関し

ましてですが、これにつきましては特に研修等に行っていないところであり
ます。ただ、これに関して申し上げますと救急隊配備されている多言語
音声翻訳ですか、これにつきましては日常の資機材点検のときにですね、
それと併せまして操作方法を確認するというようなことをしておりますた
ので、習熟は図られているところでございます。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番、熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 例えば、海外の方がやっぱりたくさん来られるこ
ともあると思いますので、その方々がですね救急現場以外で職員の方々が
通訳をしたり、通訳をしていただきたいという、そういう場面においても
ですね救急ボイストラは活用可能ですので、是非とも活用していただきた
いと思います。

それでは、災害現場の情報収集に関してはどうされていますでしょうか。
他市町の事例では、無線交信に加えて動画を活用した災害情報発信を行っ
ており、隊員は防水機能付きスマートフォンを活用して、必要に応じて動
画を撮影し対策本部に送信、補助的に災害現場の状況確認に利用され、可
視化により現場指揮者の判断を補助するとともに、必要となる対応予測が
可能となり、現場からの指示を待つことなく事前に本部側で準備体制を確
立すること可能としているということです。収集したデータを蓄積し、災
害対応の事後検証や事故発生時の原因分析、災害の疑似体験など、今後の
活用に生かされるということです。そこで、災害情報収集についての考え
をお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。まず、災害時の情報収集
についてであります。いわゆる日常の災害と大規模な正しく対策本部が
できるような災害と二つに分けられる部分であります。日常的な災害に
つきましてはですね、災害発生と同時に当消防本部では指揮隊が同時に出
動しております。このことによりまして、指揮隊の指揮者がですね災害現
場の全容、むしろ映像ではなく直接目視で確認した上で、必要な活動に係
る指示、あるいは安全管理に係る危険要素を見て判断して、的確に活動方
針を決定という部分でございます。

また、大きな災害対策本部クラスの災害になって、対策本部への情報を送るといような場合につきましては、先ほど答弁でも触れたところではありますが、映像を通信室の方に伝送するといようなことも実際は行うことが可能となっております。そういう意味では通常災害という部分に関しましては、リアルタイムでの映像を送信するといことはあまり行ってはおりませんが、事後検証とか災害の記録という目的のもとでは、ヘルメットに装着するビデオカメラといものを配備してありますので、こういったものを活用してあります。後は、非番招集の判断材料の一つとしてですね、災害規模がある程度つかめるよう現地から静止画ではありますが、そういった画像を通信室に送信して、非番招集の判断材料として対応しているとい部分であります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番、熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） やはり災害対応とい部分では、先ほどもおっしゃっていましたが、ビデオ撮影、すごく特に今私たち身近に持っていますスマートフォンで逐一撮影ができますので、職員の方々はですね本当に有効活用していただきたいんです。どこの場所においても、災害がすぐ目の前であった場合に非常に便利ですので、あとはURLを付けて送信すればその場の災害がすぐキャッチできて対応になると思っておりますので、是非とも使っていただきたいと思っております。

それでは、最後にSNSを使ったチャットボットSOCDA、それから先ほども言いましたロボットスーツHALなど、新しい技術に関しての検証として、コロナ禍が終息後に視察などの考えについての考えをお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。ただ今の質問にございました、チャットボットこれにつきましては災害時の情報収集や災害対応の実証実験が、AI防災協議会、参画自治体の神戸市等で消防団や市民を対象として行われたといことについては承知しているところでございます。また、このHALという腰の負担軽減といロボットスーツですが、全国では手元で確認しているのが、3消防本部ほど試験的に導入されていると

いう情報は持っているところであります。

これらについても、それぞれで検証されているというようなことを聞いておりますので、こういった部分につきましては今後効果ついて研究してですね、必要に応じて今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

2番 熊谷浩紀 議員の質問を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第6、議案第1号、北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第1号、北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等の欠格条項について所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は公布の日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより、議案第1号、北上地区消防組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋晃大君) 異議なしと認めます。

○議長(高橋晃大君) よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(高橋晃大君) 日程第7、議案第2号、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長(菊池洋幸君) ただいま上程になりました、議案第2号、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、スマートワークを推進するため、国家公務員の例に準じて職員の時間外勤務の命令について、定めようとするものであります。

なお、施行日は公布の日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高橋晃大君) これより質疑に入ります。

○議長(高橋晃大君) 4番 鈴木健二郎議員。

○4番(鈴木健二郎君) ただ今、説明いただきましたけれども、いわゆる働き方改革そういう職員の時間外勤務、これに上限を設けるということでありまして、好ましいことだというふうには思っております。

それでですね、4点ほどお聞きしたいと思います。まず、いただいた資料に基づいてお聞きしたいと思っておりますけど、現在ですね残業時間、いわゆる時間外勤務の実態がどれほどの時間で、多い時間でお答えいただきたいんですが、どれほどの時間外というのがなされているのかということが一つ。それからですね、上限を設けるんですが私はちょっとハードルが高い点もあるというふうには思っておりますけども、そこでですね上限とする

時間、国及び県の基準がございますけれども、これには月100時間、年間720時間となっておりますが、当組合における業務量の比重が高いでしょうという報告があるんですが、これどこの部署に該当するのかお聞きをします。

それからですね、制度、まあ改正されたわけですが、今後実施に向けた対策ということで、三点挙げております。一つは、課内の事務分担及び業務のスケジュールの平準化。それから二つ目は、事務分担の見直し、部署内での応援体制をする。それから三点目は、事務のスクラップ及び業務委託の検討をするということですが、何か具体的にこの対策を考えておられるのかどうかお聞きします。

それからですね、上限、ありましたように、これまでは無天井で上限がなかったんですが、上限を年間720時間、それから月100時間未満とするということですが、100時間まではOKだよというふうに私は捉えておりますけれども、これまで裁判の例もありまして月80時間、まあ全国の例ですね、月80時間を越えればいわゆる過労死ラインと言われました。さあ、60時間を越えれば大変だ、という専門家の御意見もございますので、そこで上限と言っても100時間でも大変な状況ではないかなというふうに思いますが、当組合の実態、今お答えになると思いますが、そうはないと思うんですが、この月100時間に対する考え方ですね、組合としてどう考えますかと、実際に100時間となったら私は消防職員、本当に大変な状況ではないかなというふうに思いますので、でもやれる上限なんですねこれはね、100時間以内であればいいわけですから、でもそういう状況は私は作ってはならないというふうに思いますけれども、まず、現在上限を提案するに当たってどのような考え方でいますかということでお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えします。

まず、実態ですが、1問目と2問目の質問が同時になると思いますが、当消防本部で1番、まあ超過勤務ですね、時間外勤務が発生しやすい、発生している部署といいますと、やはり人事関連、物品購入なり色々契約する総務課となっております。しかし、総務課全体というよりも、や

はり一つひとつ職員の事務量に目を向けると、全員がまんべんなく時間外が多くなっているわけではなくて、一人、二人という状況です。ただし、先ほどの質問ですが、具体的にでは月にどれくらいの時間になっているかと言いますと平均してではなくて、やはり年度当初、4月、5月、6月になっています。これは、40時間から60時間くらいになっております。なぜかと言いますと、やはり年度替わり初めてもありますし、これは、まあそうなってはいけないんですけども、異動したことによって事務が不慣れであったりしながら、勉強しながら並行していかなければいけない作業で、そこをこなすためには40時間から60時間が実際になる、それ以外の月になりますとぐっと下がりますして、20時間から30時間くらいで抑えらさっております。ただし、また年度末になり予算編成みたいな時間になりますと、やはりそれなりに。ですので、先ほど時間外100時間という設定になっていますが、どうしても国の基準、県の方に準拠しながら設定した時間で100時間となっていますが、実際には過去の例から見てもそれまでの時間になっておりません。ただし、3番目の御質問ですが、対策としては事務量を減らす、減らすと言っても中々減らすことができなくて、一つの指針で出しております見直しプラス応援、応援というのはやはり一人で抱えるのではなく、上司が、業務が始まる前に見通してですね、起きてから「なぜそれくらい働いたんだ」というのではなくて、業務をする前にこの分担制をやはり所属長、上司が先頭となってですね取り組もうというふうにして、実際に取り組んでおります。

4番目の質問は、今答える質問と同じになりますが、100時間というのは議員がおっしゃるとおり、すごい時間になります。ましてや、80時間、60時間というのも、先ほど過労死という話もでしたが、そういう時間であります。ただ実際には、そのようになっておりませんし、ならないように今後とも取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） まあ、あくまでも法律上の法律上の上限だと、これは私でも分かりますけれども、過去にはないということですが、でも上限が100時間となっていくと、できる規定なんですよ。で今後、まあ

消防職員の場合は、先ほど管理者からもありましたけれども、様々な災害、コロナ等の伝染、伝染病の感染症の対応などの今後どうなるか分からないこともありますし、消防職員は常にやっぱり時間外の勤務が、こう強いられてくる状況があるだろうというふうに思いますので、その部署替えでのやり取りとか、それはやっぱりね、今余裕があるからとしか思えないんですよ。まあ今度採用が増えて140名にするということですが、これは計画どおりで、少しずつ増やすということになってはいますが、条例定数にも及んでいない状況、それから国の基準から行けば人員足りないわけですよ。ですから、決して余裕がある中でのやり取りことにも、現実的には私はできないのではないかなというふうに思います。まあ、予算についてもですね様々なときはあります。一番のあれは災害面のそうした出動に対する、このどうしても時間外をやらなくちゃならない状況が、たぶん出てくると思いますので、何かそこでこうね、歯止めとなるような状況、組合として作れないのかどうか、もう一度これについてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。ただ今の、組合としての取り組みというのはできないのかということですが、先ほど総務課長から答弁がありましたとおり、まずはこの上限ですね、通常のもう第一段階ではありますけれども45時間ですね、ここに到達してから考えるのではなく、正に日常の勤務の関係の中で、今自分が抱えている業務、あるいはこれから取り組もうとしているものを適切に上司に報告、それを確認した上司は、やはり容量が多いというような部分を確認した場合には、仕事上の分散を図るということを徹底することで、こういった部分がルールではございませんけれども、ある程度図られてゆくのではないかと考えておりますので、今後そういった形で取り組んで行きたいと思っております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 管理者にお聞きいたします。人員増、増員を図って行く中で、私は時間外勤務等もやっぱり減らして行くというのが、今

の当組合でのベターな、そういう対応ではないかなと私は思いますけども、140名、来年度になるんですが、これを早めに条例定数まで進めて行くということ、計画は計画なんですけども、やっぱり人員がそれだけ余裕があれば、そうした時間も減らすことができるというふうに私は思いますので、そうした人員を増やして行く、前倒し的なそういった対応も必要ではないかなというふうにと思いますが、管理者にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

○管理者（高橋敏彦君） 人員採用の際に注意していることは、年度間のバランス、それから年代のバランス、これが取れているかどうかということで、計画を立てて定数まで持って行くということに現在はしているところでありますし、さらには、常に業務量、日々の業務量等を監視しながら、これは計画どおりでいいのかどうかということに関しては、注意深く見て行くということにしております。以上であります。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第8、議案第3号、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第3号、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、提案の理由を申し上げます。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、職員の欠格条項について所要の改正するほか、管理職の職務の特殊性と他消防本部との均衡を図るため、管理職手当の支給率の上限を引き上げしようとするものであります。なお、施行日は公布の日とし管理職手当については令和3年4月1日から施行しようとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号、北上地区消防組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第9、議案第4号、北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第4号、北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、特殊勤務手当の種類に示す救急業務手当及び災害出動手当に項目を新たに追加し、改正しようとするものです。

まず、救急業務手当については、救急業務に従事した消防職員に対して支給する手当であり、今回、新型コロナウイルス等の指定感染症患者等の救護や処理作業に従事した際の手当として1日4,000円、救急救命士の有資格者に対し救急出動1件の手当として1回700円とし、これらの項目を新たに追加しようとするものであります。

次に災害出動手当については、火災現場等の災害現場で消火、救助作業等に従事した消防職員に対し支給するものであり、今回、放射性物質等の有害物質を原因とする特殊災害に従事した際の手当として1日4,000円、緊急消防援助隊又は岩手県内応援隊として、災害が発生した市町村に出動し消防活動に従事した際の手当として1日2,000円とし、これらの項目を新たに追加しようとするものであります。

なお、施行日は令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

○議長（高橋晃大君） 1番 藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 今、手当についてお話しがありましたけども、区分の中の1日という判断ですが、私は分からないものですから、例えば民間で言えば8時間働いて1日とか、あるいは何時間以上を境に1日に当たるという判断があるかと思えますけども、この点をお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） ただ今の質問にお答えいたします。まず、この1日の考え方ですが、人事院規則の一部改正の中で区分に関しまして、1日当たりというようなことで出ておりましたので、それにならった形で1日当たり4,000円という区分で今回上程させていただいたものになります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 1番 藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 1日当たりというのが、我々理解できないんですよ。目安でいいですから、だいたい何時間以上とか、何考えているか言ってもらえれば分かりやすいですけどもお願いします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。ただ今の件ですが、歴日と捉えていただきたいと思います。要は、午前0時から始まっての24時間で1日と、じゃあ日をまたいだ場合はどうするのかという部分はございますが、そこは1事案の中で動いておりますので、2日ではカウントしないという考え方でいるものでございます。以上です。

○議長（高橋晃大君） 1番 藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） そうではなくて、1回行ったらなんぼでも1日か。そういうこと。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。

正に、救急救命士に関しましては1回700円という区分で、1回単位というところに対しての、こちらは1事案ごとでなくていいのかという御質問だと思いますが、これに関しましては特殊な案件でございます。感染症対策にしてもそうですし、先ほどの有害物質、これらに関しましても一度出ますとこれらの処理、消毒、あるいは体の手入れという部分に関しまして、1日に2回、3回と重ねたからといって、複数回の手当に該当するという取扱いになりますと、実は物理的に中々難しい部分がございます、こういった部分から考えますと、1日単位と捉えることがまず妥当と私たちも見ているところでございます。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 関連ですけれども、これまでは区分は全部1回となっていましたよね。1日で1回でも出れば、まあそれはということですが、藤原議員も言われたように、結局1日だと24時間、24時間の中でまあ何回でもいわゆる1日の括りだということの考え方だというふうに思いますけれども、なぜ1日の括りにしたのかと、まあ、1回出ても2回出ても1日の中では同じということですね。今まで1回250円だった、これが1日4,000円になった、となるとどうなのということですね。実際に特殊勤務手当ですか、手当を受ける職員としては、実際これがベターなのかどうかですね、24時間拘束されるその中で4,000円という、これ4,000円

という根拠も私は分からない。なぜ、4,000円という金額がでたか。そのほかも同じです。災害出動手当も1日4,000円で、その下には1日2,000円もある。ということで、逆になんて言うんでしょかね、分かりにくくなってしまったと私は捉えてますが、そこで決まったからではなくて、北上地区の組合としてやっぱりこれはね、どう解釈して行くかということがきちんとないと、国で決めたからやるんだというさっきのね、事務局長の答えでは、ちょっとやっぱりね、これを提案する側としては不十分な説明だと私は思いますので、その辺もう少しね根拠に基づいたもので話をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。まず、この1日単位に規則の方で定められたことに対して、組合でどう受けとめてここに上程したかという部分かと思えます。これに関しましては私どもとしましては、この規則によるところはもちろんでございますけれども、内容としまして実際にこの作業に携わったのがですね、これらの後処理、消毒、有害物質であれば除染という言葉を使うんですが、こういったものを行うにあたりまして、短時間で行えるものではないというものがまずあります。実際に対応した場合には、ほぼ丸一日とまでは言いませんけれども、ほぼその道具に関しましては使えないという部分があります。こういった除染作業をする上で。ですから、実際に1回単位で最大2回、3回出る可能性があるかも知れませんが、そういった部分から考えますと、また特殊な災害、あるいは特殊な事案でもございますので、そういった部分からしますと、1時間で作業が終わっても1日と捉えますし、2時間、3時間とこの対応に時間がかかったとしても、まあ同じく1日の範囲で見るという部分で考えておりましたので、ここにつきましては、今後1回単位という部分も考え方には現在ないという部分でございます。

もう一つ、先ほどの1日2,000円の括りの部分でございましたが、これに関しましては、その他の災害出動手当が1回250円という部分があります。これについては、応援に向かった先の災害状況というのが、ほぼ連続的に行われるというのが想定されていることから、だいたい8回くらいが

妥当な活動を行っているのではないか、という見通しを持って250掛ける8で、2,000円という数字を弾き出しているものでございます。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番、熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） まあ、特殊勤務手当ということで、まあ救急業務、災害出動手当、まあ両方とも例えば救急に関しては感染に関して、また災害に関しては有害物質の除去とか、その色んな危険なときに危険な業務に当たる訳なんですけど、もし例えば救急業務の場合、感染の恐れがあると思います。感染した場合、また災害出動の場合はですね、被爆というんですか、隊が被爆してしまった場合は、例えばこの救急業務手当だけで1日仕事を休むということになると、まあ足りないとは思いますが、その辺の部分の手当の考え方というかはどこにあるんでしょうか。お聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。まず、不幸にして感染した、あるいは暴露を受けたというような案件につきましては、これは手当ではなく公務災害の適用ということで、対応することとなると考えております。その上でですね、もちろん消防職員ですので、普段からこれらを想定した上で、これらに対応する可能性のある職員はですね、日頃からこういった訓練を重ねて、もちろん資機材も穴があったりすれば、そこから有毒なものが侵入するという可能性も含めてですね、日常の点検を行ってそういう災害に備えているという現状でございます。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番、熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） まあ、もちろん災害に関しても業務ですので、それに対しては、かなり徹底してかからないよう、もちろん被ばくもしないような対応をしているとは思いますが、もしそれ以外にかかってしまった場合、例えば傷病手当とかそういう形で付けられるのか、それは1日どれくらいなのかとか、そういう決まりというのはあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。先ほども触れましたけども、公務災害においての認定を受けるという部分での対応のみという部分

ではございます。

○議長（高橋晃大君） 2番、熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 先ほど聞いたのは、例えば1日当たりどれくらいでなのかという話を含めてなんですが、そういうことに関しては金額とかそういうのは分かっておるのでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） お答えいたします。大変申し訳ございません。今、その見舞金に当たるもの、そういったものの数字というのは抑えておりませんので、これに関しましては後程確認の上、お知らせしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） まだ私の質問の続きがあったものですから。先ほどの事務局長の答弁だと、1回250円で8回を想定して2,000円だと、そのまた聞きたくなるんですが、8回という算定の根拠、2,000円とか4,000円、私はこの感染症に対する出動を考えれば極めて低い手当ではないかなと思うんですけれども、2,000円とか4,000円という根拠はどこから来ているんですかということです。算定の根拠は。だから、そこをね分かるようにお答えいただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えします。1日の労働時間を勘案するとおおむね8時間であり、1時間当たり1回程度出動した際、おおむね8回の出動と仮定し2,000円というところと、2,000円設定というのは独自に打ち出す数字ではなくて、全体的に他県、県内の消防本部と整合性を持って出させていただいています。

同じく、上の方に書いておりますNBC災害ですね、放射能、細菌、化学薬剤に関する災害等に関しても、これに関しては4,000円となっておりますが、全国的に確認すると非常に額の差が激しい状態です。確かに、4,000円が低いわけではなくて、やはり事務局の方では全国的な主要都市の手当と比べた場合に、4,000円が妥当ということで設定させていただきました。もう1点ですが、救命士としての資格に関しては、やはり県内を

見渡しますと、救命士手当を設定している消防本部と、していないところがありますが、やはり救命士が誕生してから30年位経っていますので、ここからすると近隣の花巻消防、盛岡消防と同等な額が妥当だということで、700円に設定させていただきました。以上です。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号、北上地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第10、議案第5号、令和2年度北上地区消防組合補正予算第2号を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第5号、令和2年度北上地区消防組合補正予算第2号について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正の額は、歳入歳出の総額から5,115万5,000円を減額し、予算の総額を18億9,514万円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。8ページを御覧願います。

1款、議会費の116万5,000円、2款の総務管理費36万3,000円、監査委員費8万5,000円のそれぞれの減は、議員研修視察の特別旅費の不用額を減額しようとするものであります。

3款1項1目常備消防費については、3,696万2,000円の減額であり、その内、職員人件費、2,994万6,000円の減は、給与、職員手当及び共済費の減によるものであります。

11ページを御覧願います。消防管理運営事業、701万6,000千円の減は、8節旅費は新型コロナウイルスの影響により出張が少なくなったことによる減、10節需用費は新消防庁舎及び消防車両の増により計上していた燃料費及び光熱水費の年間消費量が予想より下回ることによる減、18節負担金補助及び交付金は、消防通信指令事務協議会負担金の額が確定したことによるものが主なものであります。

3款1項2目消防施設費の1,258万円の減は、西和賀消防署建設事業費の確定による減であります。

次に、歳入について、御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款消防手数料の28万9,000円の増は、危険物取扱許可手数料で予算を超える収入がありましたので増額しようとするものであります。

5款諸収入の26万7,000円の減は、保険事務等手数料が予算を下回ることから減額しようとするものであります。

次に1款分担金及び負担金について、御説明申し上げます。

15ページを御覧願います。北上市及び西和賀町の分賦金の補正の額は、先程まで申し上げて参りました歳入歳出補正の内容を反映させ、北上市は3,283万6,000円の減、西和賀町は1,834万1,000円の減とし、合計で5,117万7,000円を減額しようとするものであります。

続きまして第2条の継続費の補正について、御説明申し上げます。4ページの第2表、継続費補正を御覧願います。

西和賀消防署建設事業費の確定により、令和2年度分の継続費を2億4,629万9,000円とし、継続費の総額を7億2,918万9,000円にしようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げますが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

第1条から第2条を一括して行います。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 9ページ、歳出で9ページになります。

職員人件費、2,900万円ほど減額なっていますが、たぶんこれは退職者で減額なったと思いますけれども、何人退職されてどうなったかというのをちょっと内容を教えていただきたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただ今の御質問にお答えします。

この補正に係る退職者ですが、1名の職員によつての額となります。以上です。

○議長（高橋晃大君） ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号令和2年度北上地区消防組合補正予算第2号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。

よつて、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第11、議案第6号、令和3年度北上地区消防組合予算を議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第6号、令

和3年度北上地区消防組合予算について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条歳入歳出予算から御説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,250万円に定めようとするものであります。前年度当初予算と比較し、3億8,741万3,000円、率にして19.7%の減となっております。

主な内容については、歳入歳出予算事項別明細書により、12ページ以降の歳出から申し上げます。

1款議会費及び2款総務費は、消防組合議員、特別職の報酬及び議員研修の旅費が主なものであります。

14ページを御覧願います。

3款1項消防費について、事業別に申し上げます。1 日常備消防費の職員人件費は、12億1,110万円で、前年度に比較し7,170万円の増額となっており、職員数の増及び退職手当負担金の増が主な理由であります。

消防管理運営事業は、1億7,166万3,000円で、前年度に比較し600万5,000円の減額となっております。歳出の主なものは、消防庁舎及び消防車両を維持運営するための燃料費及び光熱水費の需用費並びに消防通信指令事務協議会運営費の負担金となっております。

18ページを御覧願います。

2目消防施設費の消防施設整備事業は、4,750万1,000円で、前年度に比較し4億6,537万9,000円の減額となっております。

令和3年度の主な事業は、和賀分署に配備の高規格救急自動車及び大堤分署に配備の広報車の更新によるものであります。

4款公債費は、組合事業の起債に係る償還元金及び利子であり、令和2年度末の起債残高見込み額は、27ページに示しているとおおり、前年度末残高見込み額の10億9,621万円であります。

次に、歳入について申し上げます。8ページを御覧願います。

1款分担金及び負担金の15億1,729万8,000円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入全体の96.5%を占めております。北上市及び西和賀町の方賦金の詳細については、28ページを御覧願います。北上市の方賦金の合計は13億1,475万5,000円、西和賀町の方賦金の合計は2億254万3,000

円であります。

8 ページを御覧願います。2 款は使用料及び手数料、4 款は繰越金で、前年度と同額を計上しております。

10 ページを御覧願います。

5 款諸収入の1,659万5,000円は、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金及び岩手県防災航空隊派遣助成交付金が主なものであります。

6 款組合債の2,990万円は、和賀分署に配備する高規格救急自動車及び大堤分署に配備する広報車の更新に伴う、購入に係る起債であります。

次に、第2条地方債について申し上げます。

4 ページの第2表を御覧願います。

消防施設整備事業に伴う起債の限度額を2,990万円とし、その起債の方法等を定めようとするものであります。

次に、第3条一時借入金については、借入れの最高額を2,990万円と定めようとするものであります。

以上、令和3年度北上地区消防組合予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

第1条歳入歳出予算、第1表の歳入から款を追って進めます。

○議長（高橋晃大君） 1 款、分担金及び負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2 款、使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 4 款、繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 5 款、諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 6 款、組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 7 款、財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 歳入を終わり、歳出に入ります。

○議長（高橋晃大君） 1 款、議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款、総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 3款、消防費。4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 19ページ、消防施設整備事業、というのものがあありますが、予算は4,700万ほどでありますけども、この内容を教えてください。

それから、その下の備品購入費、高規格救急自動車と資機材、先ほどの説明だと和賀分署に配置、それから広報車は大堤にということのようですが、これは車両整備基本計画、これは更新になるのか、あるいはまったくの新規ということでの導入になるのかということで、伺いたいということです。その点をお願いします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

先ほどの説明で、消防施設整備事業の主なところなんですけど、この事業の主なところは、一番下の備品購入費が主なところになります。修繕費と施設整備事業は、これから発生するだろうということで予算がついております。和賀分署の救急に関しては、11年を経過している状況から更新するものであります。また、広報車に関しては大堤分署の広報車ですが、24年を経過しているものでありますので、更新しようとするものであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） それですね、消防施設整備事業ですが、今後ということの話ですけども、これは整備基本計画に位置付けられているものでしたでしょうか。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 御質問にお答えします。

この修繕費というのは、整備計画の方には入っているものではないです。

和賀分署の救急車、大堤の広報車に関しては、整備事業に入っている事業になります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4款、公債費。4番 鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 公債費ですね、組合債償還元金、先ほどお聞きしましたけども、高規格救急自動車・資機材、これが平成28年度分300万ほど、それから令和1年高規格自動車・資機材、それから同じ令和1年高規格救急自動車・資機材580万ほどありますが、これの元金ということですが、償還の見通し、年度、どういうふうに決まっておられるのかお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） お答えします。

償還期間に関しては、5年を見通しております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 5款、予備費。（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で歳出を終わります。

○議長（高橋晃大君） 次に 第2条、地方債。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 次に 第3条、一時借入金。（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号令和3年度北上地区消防組合予算を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第168回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 4 時35分 閉 会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

高 橋 晃 大

北上地区消防組合
議 会 議 員

柿 澤 繁 俊

北上地区消防組合
議 会 議 員

高 橋 到